

役員等報酬及び慶弔規程

社会福祉法人 ときわの杜

役員等報酬及び慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ときわの杜の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に、評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の実費費用弁償を支給する。なお、理事長及び理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費費用弁償は支給しないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が法人及び施設の管理運営の業務にあたった場合は、その職務の重責と難役度を勘案し、別表2により報酬及び諸手当を支給する。なお、前条の会議出席実費費用弁償は支給しない。

- 2 定款第26条3項に基づく職務代理者についても前項を適用する。
- 3 理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受け法人及び施設の運営のため業務に当たった場合は別表2により報酬を支給する。
- 4 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長の命を受け法人及び施設の運営のため業務に当たった場合は別表2により報酬を支給する。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の実費費用弁償を支給する。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費費用弁償は支給しない。

- 2 監事が理事会、評議員会（出席）以外の日において法人及び施設

の指導検査の立会、及び運営状況の指導、及び監査の業務にあつた場合は別表 2 により報酬を支給する。

(苦情対応・入所判定第三者委員及び評議員選任解任委員の勤務報酬等)

第 6 条 苦情対応第三者委員及び入所判定第三者委員が委員会業務にあつた場合、もしくは、理事会、評議員会に出席した場合の報酬は別表 2 により支給する。

- 2 苦情対応第三者委員及び入所判定第三者委員が役員及び評議員を兼ねている場合、理事会及び評議員会に同一日に出席したときは、委員としての報酬は支給しない。
- 3 評議員選任解任委員会業務に出席した場合の報酬は、別表 2 により支給する。事務局職員には支給しない。

(出張旅費)

第 7 条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表 3 により旅費等を支給する。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 法人旅費規程第 10 条を適用し、概算払いができる。

(慶弔費)

第 8 条 役員及び評議員の慶弔については別表 4 により贈る。

(適用除外)

第 9 条 施設の職員を兼務する役員等は前条以外この規程は適用しない。

(改正)

第 10 条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規程は平成 27 年 1 月 1 日より適用する。
2. この規程は平成 28 年 12 月 1 日より適用する。

別表1 (日額)

名 称	実費弁償額	備 考
理 事 会 出 席	8,000円	
評 議 員 会 出 席	7,000円	
監 事 監 査 出 席	8,000円	
苦情対応第三者委員会出席	5,000円	

別表2 (日額)

名 称	報 酬	備 考
理 事 長 業 務	16,000円	
理 事 業 務	8,000円	
評 議 員 業 務	7,000円	
監 事 監 査 指 導 等	8,000円	
選 任 解 任 委 員 業 務	8,000円	
苦情対応第三者委員業務	5,000円	
入所判定第三者委員業務	5,000円	
そ の 他 の 業 務	5,000円	

別表3 (日額)

	交通費	日 当	宿泊費
旅 費	実 費	3,000円	実 費

別表4

種 別	区 分	金 額	備 考
病 気 見 舞	役員・評議員が病気又は傷害で14日以上の入院	10,000円	
死 亡 弔 慰 金	役員・評議員本人死亡の場合	30,000円	その他 生花一基
死 亡 弔 慰 金	役員・評議員1親等迄の死亡 姻族については同居	10,000円	その他 生花一基